

鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の概要

■条例制定の目的

○令和3年7月に静岡県熱海市で発生した、盛土の崩落による土石流災害を踏まえ、国は「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）」を令和5年5月に施行しました。

○法施行に伴い、中核市である鳥取市は法に基づく権限を有するため、本市域の盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を許可対象として、不適切な盛土等について規制することとなります。

○また、鳥取県では、令和4年5月より、不適正な盛土等による土砂災害の防止を図るため「鳥取県盛土等に関する斜面の安全確保に関する条例（以下「県条例」という。）」を制定されていますが、この度の法施行に合わせて盛土の規制を法による規制に一元化して、現行条例の規制水準を維持するよう改正し、法が規制しない「斜面地の工作物設置」、「建設発生土の搬出」は引き続き条例で規制することとされました。

○本市では、県内における従前の規制水準を維持し、土砂災害の防止を図るため、県条例と同水準の規制基準を規定する『鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例』を制定し、良好な自然環境の保全及び市民生活の安全及び安心を確保することとしています。

鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例について

○法施行に伴い改正した県条例（令和5年7月7日公布）を踏襲する形で『鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例』を制定し、法の規制対象となる盛土及び切土の施工に関して県と同じ規制水準による規制を行います。

○本市はこの条例により、県内一律の基準による斜面の安全確保を図るとともに、対象事業における県と鳥取市の窓口の明確化を図ることで、事業者の混乱等を回避します。

○また、法が規制しない斜面地の工作物の設置、建設発生土の搬出の適正化に関しても同様に、県条例と同一水準の規制を行います。

第1章 総則

1. 目的

法の施行並びに盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって土地の秩序ある利用並びに市民の生活の安全及び安心を確保することを目的とします。

2. 定義

土砂	土、砂、又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物以外のもの
特定工作物	斜面地（地盤面の最も低い地点と地盤面の最も高い地点の標高の差が5mを超え、かつ、傾斜度が水平面に対し15度を超える土地を含む一団の区域）及び当該斜面地の周辺の土地に設置する工作物で水平投影面積の合計が300㎡以上又は高さが1.5m以上となるもの
特定事業	特定工作物に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業等
事業区域	特定事業を行う一団の土地の区域
建設発生土	建設工事に伴い副次的に得られる土砂
特定建設発生土搬出	建設発生土を当該建設工事の区域から搬出する行為（「仮置き」も含む。）で、その土砂の体積が500㎡以上となるもの
事業者	特定工事又は建設工事の発注者、特定工事又は建設工事を自ら行う者等
所有者等	特定事業を行う土地の所有者、管理者、占有者、地上権又は賃借権を有する者その他の当該土地の使用、収益、管理又は処分に関する権限を有する者

3. 責務

市の責務	災害の発生防止を図るために必要な措置を適切かつ円滑に講じます。
事業者及び所有者	規則で定める技術基準、関係法令を遵守するとともに、斜面の安全の確保、災害発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境を保全するために必要な措置を講じなければならないこととします。
土地の所有者、管理者等	斜面の安全を損ない、災害発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させ、又は管理させることのないよう努めなければならないこととします。

第2章 宅地造成等に関する工事の規制

○法の許可を受けた工事の中間検査並びに定期報告が必要な条例で定める規模について規定します。
 ○特定盛土等、土石の堆積に関する工事等の法の許可が必要な行為について、規制基準を強化するため、条例で定める規模について規定します。

1. 法の宅地造成等に関する工事の許可を受けた工事の中間検査が必要な規模

中間検査	(1)盛土で、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの (2)切土で、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの (3)盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときの当該盛土及び切土（以下「盛土等」という。）（(1)、(2)に該当する盛土等を除く。） (4)(1)又は(3)に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの (5)(1)から(5)のいずれにも該当しない盛土等で、当該盛土等をする土地の面積が2,000㎡を超えるもの
------	--

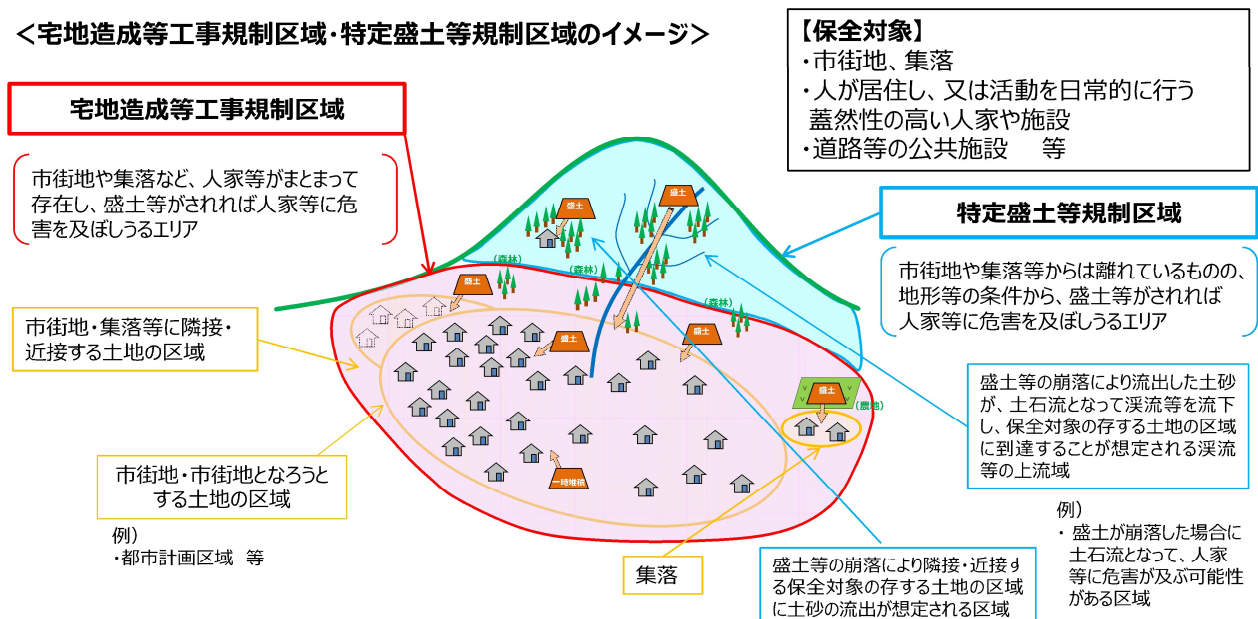
2. 法の宅地造成等に関する工事の許可を受けた工事の定期報告が必要な規模

定期報告	○工事の規模・・・上記1「中間検査が必要な規模」と同様 ○土石の堆積 (1)高さが5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの (2)(1)以外の土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が2,000㎡を超えるもの ○定期報告に条例で付加する事項 (1)土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2)搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地 (3)災害発生の防止のための必要な措置 (4)盛土に用いた土砂の土質 (5)搬入された土砂の状況
------	--

3. 法の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の必要な規模

- 特定盛土等の許可、中間検査、定期報告の条例で定める規模・・・上記1「中間検査が必要な規模」と同様
- 土石の堆積の許可、定期報告の条例で定める規模・・・上記2「定期報告が必要な規模（土石の堆積）」と同様
- 定期報告に条例で付加する事項・・・上記2「定期報告が必要な規模（定期報告に条例で付加する事項）」と同様

<宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>



第3章 特定事業の許可等

○市内全域において、一定規模以上の「斜面地の工作物設置（特定工作物の設置）」を行う場合は、斜面の安全に係る技術基準の審査を行い、市長の許可を必要とします。

○特定工作物については、許可にあわせて、中間検査、完了検査、廃止時検査を実施し、定期報告により施工状況、工事完了後の維持管理状況の確認を行うことを義務付けます。

1. 近隣関係者への説明

○事業者は、次の申請を行う前に、近隣関係者に対し、実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容について、説明会の開催その他の方法により説明を行わなければならないこととします。

- (1) 特定事業の実施に係る許可の申請
- (2) 事業計画の変更に係る許可の申請

2. 特定事業の実施に係る許可

○事業者は、特定工事に着手する前に、技術基準への適合審査を受け、市長の許可を受けなければならないこととします。

（許可が不要なもの）

- (1) 国、地方公共団体が行う特定事業
- (2) 災害復旧のために必要な応急措置、他法令に基づく許認可において条例の技術基準と同等の技術審査を行うもの等

○前項の許可を受けようとする者は、事業計画を記載した書類（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付した許可申請書を市長に提出しなければならないこととします。

3. 標識の掲示

○許可事業者は、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業を行っている間、氏名又は名称その他特定事業に係る事項を記載した標識を掲示しなければならないこととします。

4. 着手届

○許可事業者は、特定工事に着手する日の前日までに、その旨を市長に届け出るとともに、当該特定事業を行う土地の所有者等に対して、通知しなければならないこととします。

5. 特定事業の中間検査、完了検査

○許可事業者は、市長の中間検査、完了検査を受けなければならないこととします。

中間検査	○完了検査で目視確認できない次の工程について、事業計画・技術基準への適合を確認します。 (1) 地盤状態を確認する工程 (2) 盛土に埋設する排水設備設置の工程 (3) 特定工作物の基礎を設置する工程 ○中間検査に合格した後でなければ、次の工程に係る工事に着手できないこととします。
完了検査	○特定工事の完了時に、事業計画・技術基準への適合を確認します。 ○完了検査に合格した後でなければ、当該許可を受けた特定工作物を事業に使用することができないこととします。

6. 定期的な報告

○許可事業者は、市長に定期報告をしなければならないこととします。

事業期間中	○工事の進捗状況等について、6ヶ月ごとに定期報告
事業完了後	○事業区域の維持管理状況等について、1年ごとに定期報告（特定工作物を撤去するまでの間）

7. 特定工作物の廃止時検査

○許可事業者は、特定工作物を事業の用に供しないこととする場合又は廃止する場合において、市長の廃止時検査を受けなければならないこととします。

廃止時検査	○特定工作物の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置が適切に行われていること
-------	--

8. 特定事業に係る保証金の預入

○事業者は、特定事業の実施に係る許可の申請に当たり、あらかじめ保証金を金融機関に預託し、市と質権設定に係る契約を行うほか、市に対抗要件を備え付けさせることとします。

金額	○次のうちいずれか高い額 (1)特定事業に係る工事費の総額の100分の5に相当する額 (2)事業区域の面積に1ヘクタール当たり200万円を乗じて算定した額
使 途	○斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を、事業者に代わり市が行政代執行により講じる場合の費用に充当
質権設定の解除	○特定工作物の廃止時検査に合格したとき等

第4章 特定建設発生土搬出の許可等

1. 特定建設発生土搬出の許可等

○発注者は、特定建設発生土搬出の実施にあたり、搬出事業計画が適切であることについて、市長の許可を受けてから、搬出に着手しなければならないこととします。

(許可が不要なもの)

- (1)災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- (2)国、地方公共団体その他公共的団体が行う土砂の搬出 等

○発注者又は元請負人が建設発生土の適正処理の促進のためのトレーサビリティシステム(※)について、利用者としての登録をしたときは、搬出事業計画を策定したものとみなすこととします。

※トレーサビリティシステム(建設発生土の有効利用の推進を目的とし、情報通信技術を活用して、土砂の発生元から搬出先までの流通を正確に把握することができるシステムをいう。)

2. 特定建設発生土搬出完了等の報告

○搬出許可事業者は、特定建設発生土搬出を完了したときは、市長に報告しなければならないこととします。

第5章 雑則

1. 巡視活動

○市は、不適切な盛土等の施工、工作物の設置及び建設発生土の搬出を防止し、斜面の安全の確保を図るために必要な巡視活動を行います。

2. 報告の徴収及び立入調査

○市は、必要に応じて事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業区域に立ち入って調査を行います。

3. 指導及び助言

○市は、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導又は助言を行います。

4. 勧告

○市は、斜面地の工作物の設置及び建設発生土の搬出の適正化を図るため、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告します。

5. 命令

○市は、特定事業又は特定建設発生土搬出の実施により、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じます。

(対象者) 技術基準に従わない者、無許可で特定事業又は特定建設発生土搬出を行った者等

第6章 罰則

- 無許可で特定事業を行った者、偽りその他不正の手段により許可を受けた者、正当な理由がなく命令に違反した者等に対し、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科します。
- 特定事業に係る標識の未掲示、特定工程の中間検査の結果通知を受けずに次工程に着手した者、完了検査の結果通知を受けずに許可に係る工作物を事業に使用した者、許可を受けずに特定建設発生土搬出を行った者等に対し、50万円以下の罰金を科します。
- 特定建設発生土の搬出完了の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、30万円以下の罰金を科します。

■経過措置

1. 経過措置

- この条例の施行日前に、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなします。

2. 費用の確保に係る経過措置

- 令和4年5月1日前に工事に着手している特定事業（以下「既存特定事業」という。）を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならないこととします。
 - (1) 特定工作物の維持管理に要する費用
 - (2) 特定工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用
- 令和4年5月1日前に行う既存特定事業（令和4年5月1日前に施工された特定工作物に係る部分に限る。）については、上記に掲げる費用を確保するよう努めなければならないこととします。

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の概要【施行：R5.5.26】

1. スキマのない規制

- 盛土等により人家等の保全対象に被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定し、規制区域内で行う盛土等を鳥取市長の許可対象とする。
- また、宅地造成等に伴う盛土だけではなく、残土処分、一時的な堆積も規制する。
- 規制区域は、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の2種類とする。

宅地造成等工事規制区域	市街地や集落その周辺など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域	市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

2. 盛土等の安全性の確保

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
 - ①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査、③工事完了時の完了検査を実施

3. 責任の所在の明確化

- 盛土等が行われた土地は、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 災害防止に必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても是正措置等を命令

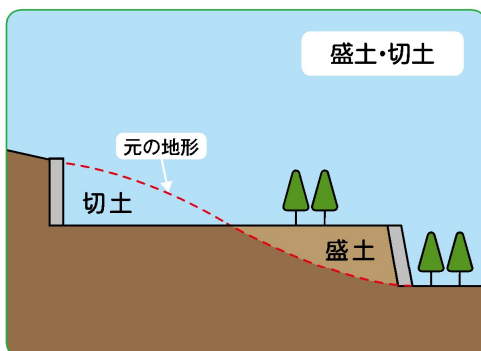
4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下を科す。

主な規制対象

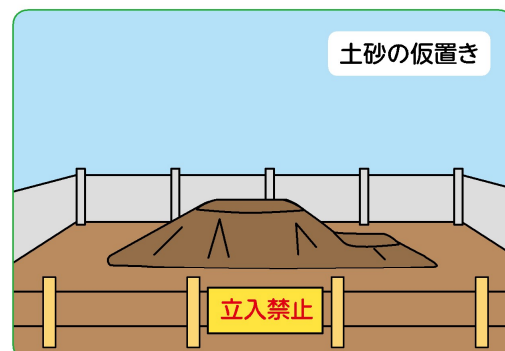
規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県や市の許可が必要となります。

許可が必要となる盛土等とは下記のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。



例えば…

- ・宅地を造成するための盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土
- ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



例えば…

- ・土砂のストックヤードにおける仮置き 等